

# Weekly Report

第501日号  
平成31年4月15日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 消費税率10%時の住宅取得支援策

消費税率10%が適用される住宅の取得等(今年4月以降に契約して、引き渡しは10月以降になる場合)に対しては、以下の4つの支援策があります。

**◎住宅ローン減税の拡充**……住宅ローンの年末残高の1%を10年間、所得税から控除する制度について、控除できる期間を13年間に延長します。ただし、控除期間11～13年目における各年の控除額は「ローン残高の1%」又は「建物購入価格×2%÷3」のいずれか小さい額となります。令和2年(2020年)12月までの間に入居した場合が対象です。

**◎住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の拡充**……直系尊属から住宅取得等に充てる資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税枠を2500万円(省エネ等住宅は3千万円)に拡充します。令和2年(2020年)3月までに契約した場合が対象です。

**◎すまい給付金の拡充**……住宅を取得した方の収入に応じて給付金を支給する制度について、対象となる方の収入額が775万円以下(モデ

ル世帯における目安額)までに拡大され、給付額も最大50万円に引上げられます。令和3年(2021年)12月までに入居した場合が対象です。

**◎次世代住宅ポイント制度の創設**……一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を有する住宅や、家事負担軽減設備(ビルトイン食器洗機など)を設置した住宅の新築やリフォームを行う場合に、新築は最大35万円相当、リフォームは最大30万円相当のポイントが付与される制度が創設されました。令和2年(2020年)3月までに契約等した場合などが対象です。

## 「節税保険」の取扱い改正案を公表

国税庁は、中小企業経営者を中心に節税目的での加入が増えていた経営者向け定期保険の取扱いについて、通達の改正案を公表しました。

改正案では、法人を契約者とし、被保険者を役員又は使用人とする保険期間が3年以上の定期保険等で、最高解約返礼率が50%を超えるものに加え、保険料を支払った場合は、最高解約返礼率に応じて損金算入割合を制限するとしています。

また、定期保険及び第三分野保険の取扱いを統一し、商品類型ごとの個別通達を廃止します。

なお、この取り扱いは、改正通達の発遣日以後の契約に係る定期保険等の保険料について適用され、既契約の遡及適用はありません。

## 4月給与計算をする前にご確認を!

新入社員からは、扶養親族の有無にかかわらず、「扶養控除等(異動)申告書」を受理、子女の就職等で扶養親族数に変更があった社員からも「扶養控除等(異動)申告書」を受理します。

また、協会けんぽの保険料率は都道府県ごとのHP等で改定の有無を確認します。介護保険料率は1.73%(現行1.57%)に引上げ、雇用保険料率は据え置きになっています。

★振替納税をご利用の方、所得税は4月22日(月)、消費税は4月24日(水)が振替日です。